様式第１号（第２条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	高齢者支援台帳システム
市の機関の名称	健康福祉部　高齢者支援課
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	介護保険係、介護認定調査係、健康推進係、相談係、高齢者福祉係、我孫子北地区高齢者なんでも相談室、我孫子南地区高齢者なんでも相談室、天王台地区高齢者なんでも相談室、湖北・湖北台地区高齢者なんでも相談室、布佐・新木地区高齢者なんでも相談室
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の第１号及び第２号被保険者等に関する相談支援の記録等
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	１氏名、２性別、３生年月日、４年齢、５続柄。６識別番号（介護保険被保険者番号・宛名番号）、７家族状況、８親族状況、９住居状況、１０健康状態、１１障害状況、１２身体状況、１３性格、１４性質、１５公的扶助、１６介護保険認定状況、その他（介護認定状況・相談内容）
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	介護保険の第１号及び第２号被保険者
記録情報の収集方法	・本人、家族、医療機関、警察、福祉関係機関等からの相談内容 ・住民登録地、生年月日等が住基情報と連携
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる。 ・身体障害、知的障害、精神障害 ・本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果（介護認定結果）
記録情報の経常的提供先	・我孫子北地区高齢者なんでも相談室 ・我孫子南地区高齢者なんでも相談室 ・天王台地区高齢者なんでも相談室 ・湖北・湖北台地区高齢者なんでも相談室

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">・布佐・新木地区高齢者なんでも相談室
地域包括支援センター委託事業所であり、高齢者支援台帳内の情報を随時共有している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名称）健康福祉部　高齢者支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒２７０―１１９２
千葉県我孫子市我孫子１８５８番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル）</td><td>□法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>令第２１条第７項に該当するマニュアル処理ファイルの有無
□有　■無</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>